

平成19年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年12月19日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月19日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治		
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第80号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第81号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第82号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 請願第3号 保育料の値上げ中止を求める請願書
- 日程第5 議案第56号 蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第58号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について
- 日程第8 議案第59号 蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第60号 蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第61号 蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第63号 蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第70号 蟹江町老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第16 議案第66号 蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第17 議案第67号 蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第68号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第69号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第20 承認第3号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第21 議案第71号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第22 議案第72号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第23 議案第73号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第74号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第75号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第76号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）

- 日程第27 議案第77号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第78号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第79号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第83号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について
- 日程第31 議案第84号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第32 議案第85号 地方税財源の拡充についての意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第34 議案第80号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程第35 議案第81号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第36 議案第82号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成19年第4回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

また、私、12日の本会議には病気のため欠席をさせていただきまして、大変議会の皆様方にはご迷惑をおかけいたしましたと思いますが、今後、健康に留意をいたしまして頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

服部収納課長より、入院の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

○収納課長 服部康彦君

あいさつした。

○議長 菊地 久君

皆さんのお手元に請願審査報告書、総務民生、防災建設各常任委員会の審査報告書が配付をしてあります。また、議案第62号に対し請求のあった資料は防災建設常任委員に、議案第68号及び議案第69号に対し請求のあった資料は総務民生常任委員に配付をしてあります。

また、平成19年第3回定例会の会議録の写し及び平成20年第1回3月定例会の会期予定表が配付してありますので、お目通しのほどをお願い申し上げます。

12月11日付で請願第3号の第2次分と、同月18日付で第3次分として請願者の追加がありました。請願の内容は第1次分と同じ内容ですので、請願者の追加人数の報告をいたします。

第2次分の追加は183名、第3次分の追加は32名、第1次分と合わせまして請願者は875名でございます。

続きまして、石垣教育長から「第35回マーチングバンド・バトントワーリング全国大会の結果報告」がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

議長のお許しをいただきましたので、結果を報告させていただきます。

先週の土曜日であります、12月15日に第35回マーチングバンド・バトントワーリング全国大会が、さいたまスーパーアリーナにおいて開催をされました。蟹江中学校吹奏楽部は、東海地区の代表としてマーチングバンド部門中学生の部大編成に出場しました。全国から13団体の参加の中、蟹江中学校は銀賞を獲得しました。

蟹江町議会からは、これらの必要経費につきまして、町長の専決事項として多大な便宜を図っていただきました。ありがとうございました。また、議長様におかれましては、お忙しいところを直接会場までお出かけをいただき、応援をしていただきました。ありがとうございました。これまでに賜りましたご高配、ご配慮に改めて感謝とお礼を申し上げ、結果の報告とさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

○議長 菊地 久君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月13日開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

去る13日、本会議終了後、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果を報告申し上げます。

まず最初でございますが、陳情書の取り扱いについてであります。

本定例会会期中に提出されました「地方税財源の拡充についての意見書の提出を求める陳情」、この取り扱いについて協議した結果、奥田信宏議員がこの陳情書の提出者となり、本定例会で扱うことに決まりました。

次に、意見書の取り扱いについてであります。

ただいまご報告申し上げました「地方税財源の拡充についての意見書」を含め、今定例会では14件の意見書の取り扱いを協議したところであります。そして、「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書」、「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」及び「地方税財源の拡充についての意見書」、以上3件は、全会派の賛同が得られましたので、今定例

会で採択することになりました。

また、「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」、「後期高齢者医療制度の実施を凍結し、抜本的な見直しを求める意見書」、「介護保険の改善を求める意見書」、「消費税率引き上げに反対する意見書」、「医療・介護・福祉などの充実を求める意見書」及び「後期高齢者医療制度の充実を求める意見書」、以上6件につきましては、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。

なお、「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書」、「看護職員確保法の改正を求める意見書」、「深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書」、「現行保育制度の堅持・拡充・保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」及び「障害者（児）のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書」、以上5件は、継続審査とすることといたしました。

次に、平成20年第1回定例会の日程についてであります。

次回3月定例会の日程は、お手元に配付してありますので、ごらんになっていただきたいと思っております。平成20年第1回3月蟹江町議会定例会の会期予定表のとおり予定されましたので、よろしくお願いいたします。

なお、次期議会は、初めてケーブルテレビによる議会放映の実施が予定されていることから、津島市の実況放送と重なった場合は、代表質問の日程を変更する場合もあり得るということをご承知おき願いたいと思っております。

次に、追加議案についてであります。

「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」及び「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」については、本日、追加議案として上程の後、審議・採決することに決まりました。

次に、全員協議会の追加報告についてであります。

「蟹江町小中学校給食センター施設更新について」、当局から要請がありましたので、本日、本会議終了後、全員協議会を開催し、協議することといたしました。

最後でございますが、その他ですが、13日の一般質問2日目において、山田邦夫議員の質問終了後、議長の職務を行った副議長の発言についてであります。これについては、議長の立場で意見を言うのは間違っていないか。発言を取り消すべきだとの発言がありました。これについて協議した結果、副議長の発言は個人的見解を述べられたものであり、議長の職務である中立的立場から考えると好ましくない発言であったと認め、本日、副議長から陳謝されることに決まりました。

次に、一般質問における議員への答弁内容等の提供についてであります。

このことについては、既に議員の申し合わせにより禁止されていたこととありますが、一部の議員がいまだに理事者に対し、一般質問の答弁内容等の提供を求めているようであり、

答弁書のすり合わせを行い、事前のやりとりを行っているようであります。私の方から本人へ注意するとともに、提供している理事者側にも細心の注意を払うよう、その旨申し入れることに決まりました。

次に、請願書の提出に際しての署名・押印についてであります。

請願書を提出される場合、請願代表者の住所・氏名・押印及び紹介議員の署名または記名・押印は必要であるが、賛同者としての名簿を添付する場合にあっては、押印がなくとも、自書により住所・氏名が記載されていれば有効とする取り扱いをすることといたしました。

最後ですが、一般質問の内容等の周知についてであります。

最近、議会への関心が非常に高まってきたようでございまして、一般質問の内容についての問い合わせが多くなってきたようであります。今までは当日しか内容をお知らせしていなかったようですが、広く住民の周知を図り、議会に関心を持ってもらい、開かれた議会としていくために、今後は初日以降、内容を提供することとし、またホームページへも掲載していくことに決まりました。

以上、ご報告申し上げます。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

○副議長 山田乙三君

14番 山田でございます。

13日の議会におきまして、私、議長の代理を務めさせていただきましたけれども、不行き届きがありました。不慣れとはいえ、皆様に議事進行上ご迷惑かけましたことを、ここにおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第80号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第2 議案第81号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第3 議案第82号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第4 請願第3号「保育料の値上げ中止を求める請願書」

日程第5 議案第56号「蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」

日程第6 議案第57号「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」

日程第7 議案第58号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について」

日程第8 議案第59号「蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第9 議案第60号「蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第61号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」

日程第11 議案第62号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第12 議案第63号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」

日程第13 議案第64号「蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」

日程第14 議案第65号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

日程第15 議案第70号「蟹江町老人医療費支給条例の廃止について」

を一括議題といたします。

本12案は総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

それでは、ご報告をいたしたいと思えます。

総務民生常任委員会に付託されました12案件につきまして、去る12月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもとに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

なお、議案の説明職員の関係で議案の質疑の順序を一部変更しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

初めに、請願第3号「保育料の値上げ中止を求める請願書」を議題といたしました。

まず、請願書の紹介議員である小原喜一郎議員から、保育料の値上げ幅が大きく、低所得者層には大変厳しい状況となるなどという請願の趣旨説明を受けました。

続いて、質疑に入りました。

まず、この問題は、小原議員と考え方は同じであるが、9月議会で町側から協議会で示され、常任委員会でも取り上げ、既に慎重審議してきた経緯があり、保育料値上げ案について

も修正がなされたが、特に低所得者に及ぼす見直しの影響が大なのかどうかについてのその部分、試算はされているのか、また重要な問題点はあるのかという内容の理事者への質疑がありました。

これに対し、今年度所得が対象となり、受付は始めているが、実際には年が明けてからの作業となるので、実数は把握していない。保育料の見直しにより、平均値上げ率で計算した場合、20年度は160万円の増収が見込まれるが、3歳以上児の場合、年収510万円で最高限度額、3歳未満児で90万から1,000万円で最高限度額になると試算しているという趣旨の答弁がありました。

次に、町内6保育所の保育料の未納について、収入があっても払わない方、生活に困窮して払えない方もあるが、保育料値上げに端を発して未納額がふえる心配があるが、現状はどのようなのかという内容の質疑がありました。

これに対して、未納者、未納額についてはつかんでいないが、低所得者にとっては大変なことであるので、請願書についてはぜひ委員会でもまとめてもらいたいという紹介議員の答弁がございました。

次に、これまで保育料の見直しについて議会でも取り上げ、議論し、修正し、もんできた経緯があり、ぎりぎりの生活をしてみえる方たちのことを思えば気持ちはわかるが、白紙に戻すことはできない。また、保育料の安い特定の市を例に挙げて主張されているが、非課税世帯や第3階層については他の市町村の状況を相対的に見ても大差はなく、該当する対象世帯について実数を把握しているかという内容の質疑がありました。

これに対し、実数は把握していないが、全国的に値上げに向けているのはわずかであり、底辺のところ目当てで考え、再考してもらいたいという趣旨の答弁がありました。

次に、請願書は全体で白紙に戻せという内容のものであるので、受け入れることはできないが、その中で非課税世帯や第3階層について現実に即した検討ができるというようなことであれば、一歩前進であろうかと思う。また、少しでも低所得者を助けたいという思いは共通することであるが、請願書を訂正することはできないので、配慮することがあれば改めて検討してはどうかという意見が出されました。

結果、請願書については、「低所得者、特に非課税世帯、第3階層にさらなる配慮をお願いしたい」という意見を付して取り扱いをすることになりました。

以上で質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、保育料の値上げについては、9月議会において理事者側の考え方、意見を聞き、議員としても議論を交わし、結果として値上げ案が修正されたこともあり、白紙に戻すことについては反対である。ただし、請願者の気持ちは十分理解できるので、低所得者については再度配慮することを理事者側に求めたいという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、一連の行政の流れでの値上げは反対であり、住民税増税、物価上昇の今の時期に保育料の値上げはしないよう考えてほしいという趣旨の討論がありました。

他に討論はございませんで、賛否を求めましたところ、請願第3号は反対多数で不採択と決しました。ただし、保育料見直しにつきまして、ただいま申しあげましたように、さらなる配慮も必要だということから、蟹江町の議会会議規則第94条2項ですけれども、「委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる」という規定によりまして、委員会としての意見をつけることといたしました。これは委員全員の賛成によるものであります。その内容は、町当局に対しまして、低所得者、特に非課税世帯並びに第3階層には、実際の保育料の運用に当たり、つまり来年度ですけれども、20年度の実際の運用に当たり、さらなる配慮をしていただきたいということでございます。このように意見を付したということをご報告申し上げます。

次に、議案第56号「蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」を議題といたしました。

まず、長期継続契約には2種類示されているが、現状として、どういったものが何年契約で行われているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現状は単年度の契約を行っているが、例えばパソコン関係の契約では、700万円以上のものは債務負担行為により議会の承認を得て5年間の契約をしているという趣旨の答弁がありました。

次に、2号については具体的にどんな契約があり、何年契約となるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、4月1日から役務の提供を受ける庁舎設備等の保守管理業務や庁舎の清掃業務が代表的な例であり、業務委託関係の契約期間は、地方自治法167条第17号の規定により、当面は2年間を考えているという趣旨の答弁がありました。

次に、特段の申し出がない限り自動契約となるのが一般的だが、保守点検等膨大な数となり、高いリスクを負うことも懸念され、長期契約にすることにより損益をこうむることもあろうのではないかと内容の質疑がありました。

これに対し、地方自治法上、会計は単年度であり、自動契約は行わずに、毎年個々に契約を行っている。パソコン等OA機器について、本来5年間の契約期間が望ましいが、できない状況であったので、条例制定により長期契約を可能とし、低廉価格での契約に挑戦したい。また、2号でいう警備契約等は、今は3月20日以降しか予算執行ができず、2カ月ほど時期をずらせば正規な契約体系になることから、2年間といっても年度を経過する2年間での契約行為であり、基本的には1年間の契約であるという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」を議題としました。

まず、佐屋川グラウンドをどこが多く利用しているのか、実態を聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、ほとんどはスポーツ少年団の野球とソフトボールで利用されているという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論に入りました。

反対討論として、スポーツ少年団の少年野球に多く利用されているが、条例制定により年間相当な額を支払うようになる。スポーツ少年団の会費や予算に大きく影響すると思われ、反対であるという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、町外・県外と問わず広域的に交流が行われ、維持管理の面からも統括した条例制定も必要であるという趣旨の討論がありました。

他に討論はなく、賛否を求めましたところ、議案第57号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、使用料金表に12時から13時までと17時から18時を新たな時間帯として設けたが、これはどういった考え方かという内容の質疑がありました。

これに対し、この時間帯を利用したいという利用者からの申し出、要望があり、利用者の希望にこたえるため設定したという趣旨の答弁がありました。

次に、施設を利用する場合、1時間だけの利用は理解しがたく、昼食とか体を休めるために休憩することもあるが、その辺は考慮されているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、利用料の値上げではなく、見直しという考え方をとっていただきたい。条例を見直すことにより、町民の皆さんが利用しやすいように考慮したことを理解願いたいという趣旨の答弁がありました。

次に、生涯スポーツや文化活動の発展のため、減額や免除を論議してきた。なぜ1時間だけの使用料の設定をしたのか理解できないという内容の質疑がありました。

これに対し、公民館の一日通しての利用もあるが、通常は午前・午後に分かれた利用状態である。しかし、中には継続して利用したい場合もあり、現条例では利用してもらえないが、一日通して利用してもらえるように条例を改め、明文化したという趣旨の答弁がありました。

次に、料金表備考欄に「前後の利用時間とあわせて利用する場合」とあるが、「前後」という表現は、「挟んだ時間」というのは無料ということか。

これに対し、前後の時間帯にあわせて利用するというのであれば、附帯設備の利用料はいただかないという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、明らかに値上げであり、今回、水道料、保育料の値上げと、行政改革の一環として行われたものと考えざるを得ない。住民への負担の押しつけであり、この時期での値上げは一切反対であるという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、9月議会の全員協議会で論議した経緯もあり、今回の改正は利用者からの申し出を受ける格好のものであり、評価できるという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めましたところ、議案第59号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、体育館分館として使用できる面積について、通路部分である廊下は関係ないと思うが、他に会議室が2部屋ある。この部屋は利用できるのか、また使用料はどのようなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、会議室が2部屋あり、使用できる。使用料については、従来も使用料の規定がなかったので、今回も使用料は設定していないという趣旨の答弁がありました。

次に、会議室2部屋の利用方法については、体育館の利用者の休憩や打ち合わせ場所、お子さん連れの場合の託児場所として、利用者が使いやすいように配慮してもらいたいという内容の要望がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第60号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、議案第61号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について」を議題といたしました。

まず、これまでなかった条例の制定であり、受給資格者は国民健康保険の被保険者等の健康保険的組合もすべて該当することになるが、医療費の支給方法について、第9条は直接医療費を被保険者に払うようにも読めるが、通常健康保険の医療費と扱いが違うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、すべての被保険者は何らかの保険に加入していることとなるが、医療機関にかかった場合、医療費受給者証と健康保険証を医療機関へ提示し、健康保険の支払いの9割は組合が払い、残り1割の医療費受給者証分、個人負担分ですけれども、これについては町が払うという趣旨の答弁がありました。

次に、受給者証は各保険組合が交付するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、県からパソコンを通じてデータが送られ、1級から3級までの手帳保持者全員に発行する予定であるという趣旨の答弁がありました。

次に、生活保護法による保護を受けている者は適用除外となるが、この条例と生活保護法とではどちらが優先するのか。支払い方法について、第9条第1項と第3項では支払い方法について違いがあるように読めるが、その整合性は。第12条は交通事故等の補償が想定されるが、全額ないし半額というのは査定による額なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、生活保護受給者に対しての医療費は、生活保護法に基づく支払いとなっており、生活保護法が優先する。支払い方法について、来年4月に受給者証を発行する予定であり、健康保険証と受給者証を持っていけば本人負担はない。交通事故等に医療費受給者証は使用できないという趣旨の答弁がありました。

他にも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めましたところ、討論もなく、議案第58号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、理事者側から、本会議及び全員協議会で請求のあった「国民健康保険税の特別徴収について」、また「後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税の影響について」の資料説明がありました。この資料が出されました。

まず、第12条第2項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項に記されている期間がそれぞれ異なり、理解しがたいので、一連の流れを説明願いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、12条第2項は年度途中で年金をもらえるようになった場合の規定、第16条第1項は前年度に特別徴収された場合の規定、第16条第2項は大幅な所得の変動により減額になった場合の規定、第17条第1項は新たに被保険者になった者や仮徴収の規定という趣旨の答弁がありました。

次に、所得税の修正申告をした場合どうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、決められた期日までに年金受給者に対し通知し、税額変更を行うという趣旨の答弁がありました。

次に、税務署から通知があるのか、本人が申し出なければならないかという内容の質疑がありました。

これに対し、税については、所得税、県税、住民税、3税が一体となっているので、税務署から町へ通知されるという趣旨の答弁がありました。

次に、被保険者の支払い方法について、本人が直接支払うのか、年金から差し引かれる場合は本人の申告が必要なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、年金受給者で特別徴収になられた方については、年金受給者世帯の場合のみ年金から引かれるという趣旨の答弁がありました。

次に、国民年金をもらえない人にも特別徴収という規定があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、年金から引かれる方は年額18万円以上の年金を支給されている方という趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を終結しました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、後期高齢者医療にかかわる改正であると思われ、後期高齢者医療そのものに反対であり、特別徴収も結果的に酷な内容になると思われるので、本議案には反対であるという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、提案理由に記載されているとおり、納期の回数を変更するためであり、納めやすい改正になっているので賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第62号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、議案第63号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題としました。

まず、減量率が本当に上がるのか、減量ができるという確固たる理由を示してもらいたいという内容の質疑がありました。

これに対し、事業所から出される粗大ごみもあり、これは町が収集するごみではない。収集券を張っていないものもあるが、自己責任を持ってもらえば、ごみ減量につながっていくと考えるという趣旨の答弁がありました。

次に、本会議で他市町村の実績を説明されたが、疑問を持っておる。500円の券を張って自宅前に置くことになるが、放置する人がふえるのではないかと懸念される。周辺ではどこが行っているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、環境事務組合の構成市町村で各戸収集を行っているのは、津島市、美和町、七宝町、大治町である。行っていないのは、愛西市、弥富市、飛島村である。県下のほとんどのところが有料であるという趣旨の答弁がありました。

他にも同様の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第65号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「蟹江町老人医療費支給条例の廃止について」を議題としましたが、質

疑、討論もなく、議案第70号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

大変長くなりましたけれども、以上でご報告を終わらせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第4 請願第3号「保育料の値上げ中止を求める請願書」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に本請願に対する賛成討論の発言を許します。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

賛成討論の趣旨を述べるわけでございますけれども、本値上げ案は後で論議されるそれぞれの値上げ案と共通する問題がありますので、総括的な意味も含めて少し長くしゃべらせてもらおうと思うんですけれども、ご承知おき願いたいと思うわけであります。

まず、日本共産党は、本請願書に賛成の立場でございます。その賛成の趣旨を順次申し上げたいと思います。

第1番目に、今のこの時期に公共料金すべてにわたって値上げすべきではないという考え方でございます。とりわけ本年は、定率減税等の廃止で大幅な増税が行われました。したがって、保育料でもはね返りがあって、ランクが変わった方々もたくさんあるわけで、これだけでも値上がりになっているわけであります。

しかるに、その上でさらに値上げをするということについてでありますけれども、これは、ただでさえも、とりわけ、特に最近では石油の値上げ等を含む諸物価の高騰が続いています。その上で重税であります。

しかも、経済社会は、圧倒的に派遣社員やフリーターを意識的に、政治的にふやされました。そして、派遣社員の皆さんの年齢もだんだんと適齢期になりまして、30前後、遅くなっていますけれども結婚適齢期になって、30前後くらいでないと結婚できない状況で、結婚はようやくしたもの、低賃金という状況の中で、お子さんがお生まれになると非常に苦労せんなんらんという状況があります。

こういう状況の中だからこそ、とりわけ保育料など子育て支援に係る公共料金の値上げはすべきでない。多くの自治体がそういう点を配慮して、この保育料を改定することについては極力避ける努力をしているという状況があるのであります。そういう点で値上げ反

対の立場から本請願に賛成するわけではありますが、その第1点とさせていただきたいと思うのであります。

賛成の趣旨の第2でありますけれども、弾力徴収率が例えば愛西市37.17、弥富市47.3、津島市59.6、蟹江町では20年度で63.68。この再々修正案ですけれどもね。21年度最後で73.52は、まさに断トツであります。名古屋市も高いと言われているけれども、超す状況です。これは本当に不当だと思うのであります。

賛成の趣旨の第3点でありますけれども、これは、全国的に国を挙げて子育て支援策を今行っているところでもありますけれども、この子育て支援に逆行する行為だと思うのであります。

ここに、財団法人子ども未来財団というところが調査をした「子育てに関する意識調査」という資料がございます。ちょっと見えるかどうかわかりませんが、これがその資料ですけれども、この資料の、まずこの財団法人の意識調査の中での子育てに対する将来への不安や悩み、この中で断トツに高いのが、子育てに伴う経済的負担が重いと、こういうことが断トツでトップになっています、これ。トップになっています。

あるいはまた、これは国連の小学校前の教育に対する公共支出の対GDP比の調査、1998年に行われた。ちょっと資料が古いですがけれども、最近の資料がありませんので、これを適用させてもらうんですけれども、日本はこの中でいわゆる就学前の教育に対する公共支出ですね、ここにあるんですけれども、ずっとこのグラフがあります。こんな方なんです、ここなんです。見ていただくと、ここなんです。こういう状況を見ましても、蟹江町の行おうとしている行為は、これらの状況にも逆行する問題だということと言わざるを得ないわけでありまして。これが賛成の趣旨の第3点であります。

第4点でありますけれども、特に低所得世帯の値上げ幅が大き過ぎるということですね。これも重大です。現行は、この低所得世帯に対する暮らし支援の施策があちこちの自治体で行われています。そういう状況下の中で、ここに一定の形での重い保育料を課すということは、これはまさに冷たい行政と言っても過言ではないというふうに思います。まさに冷たい行政ではないかというふうに思うわけですが、これらの世帯の皆さんは極めて深刻だ。ひょっとしたら、この世帯の皆さんは無理をしてでも保育離れをするのではないかという気さえするのであります。

次に、賛成の趣旨の第5点であります。蟹江町の財政状況の問題であります。つまり、財政状況が悪いから値上げ、保育料をなぶるのはやむを得んかなということに対する反論でございます。

つい一般質問の中でも、蟹江町の財政状況は大変よくないというようなご意見がありました。私はあえて、そういうこともありますので、金がないない宣言でこういうことがどんどんやられては、住民からすればもちませんので、あえて申し上げたいと思うのであります。

財政力指数は1,800余自治体分の165、これは17年度でございませけれども、つまり全国165番目によろしい方向でありますね。愛知県下の中でも極めて良好な方向であります。つまり、一般会計でいえば、これは町当局の発言をかりれば、蟹江町の財政はそんなに悪くありませんという発言ですけれども、私に言わせれば非常に良好ですということを行わざるを得ません。

もう一つ、実質公債費比率というのは特別会計も含まれますので、一般会計とは言い切れませけれども、実質公債費比率5.7は、これ18年度ですけれども、全国の実質公債費比率の平均は15%を超えています。15を超えています。とりわけ北海道、沖縄等の自治体なんかは30%、30を超えている状況です。大都市圏は軒並み20前後であります。蟹江町は5.7です。極めて良好です。どこに金がない、大変だという問題があるのでしょうか。

下水道会計の不安について申し述べられました。そこで、それにつけ加えまして、私も……

○議長 菊地 久君

すみません。小原議員に申し上げたいと思いますが、小原議員は請願書に対する紹介議員でございませるので、その辺を十二分に心得て反対討論をしていただきたいと思ひます。

(「賛成」の声あり)

賛成討論を。請願書に対する紹介議員でありますので、請願者以上に逸脱をして大演説にならないように。趣旨だけで結構でございませるので、お願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

よく承知しておるところでございませ。あとの一つ一つの反対討論で同じことをやっておってはいけませんので、総括的にこれを申し上げた後、省略したいという旨のことを最初に申し上げましたので、お許しをいただきたいと思ひるのであります。

それで、さらに、蟹江町は平成12年度、基金29億7,000万円から、18年度で41億9,000万円、12億円の基金増をやっていますね。こういう財政状況だということもつけ加えたいと思ひるのであります。

そこで、下水道の不安についてでございませ。この下水道の不安についてでございませけれども、これは当局の資料をそのまま引用させていただきます。これは、40年間にわたる計画的な資金計画の内容でございませ。内容をグラフにしたものであります。この中で特に一般会計からの実質繰り出しです、これは開始31年目にして最高になっておるわけでありませけれども、2億円弱です、実質繰出額は。しかも、使用料金の想定について、こちらを見てみますと、過小に見ておりますね。当然過小に見るわけです。例えば利用率だとか、あるいは実際に施設を引いていただけるかどうかという一定の不安もありますから、ある程度少なく見積もるのは当然だと思ひませけれども、ということが1つです。

それから、不安な問題は、地方交付税の不交付団体になったということで、この計画書に

よりもすと地方交付税率というふうになっている部分ですね。これが不安なところがあるということですが、これは私の質問に対して当局が答弁になりました。現在までの実績が計画の、計画比の約六、七割で終わっていますと。大変うれしいと思っておりますということだったですね。いい方向の7割としましても、私から見れば76億円の節減ができるわけでありますので、そういう意味でいえますね……

(発言する声あり)

252億円ですからね。いや、県費負担も入れると277億ですね、という状況ですので、その270億円と77億円の約3割ですから76億円くらいになるわけですね。節減になるわけでありますから、そういう点でいうと下水道もそんなに不安があるわけではないという意味で、私は財政状況からしても、保育料のこの時期に値上げをするということはよろしくないという、この立場で本請願に賛成を表明したいのであります。

以上であります。

○議長 菊地 久君

ありがとうございました。

次に、反対討論の発言を許します。

○16番 奥田信宏君

16番 新政会 奥田信宏でございます。

請願第3号に反対の立場から討論をいたします。

委員会でも討論されましたように、9月の議会で全員協議会でも検討し、修正をされて保育料の値上げが出されておるわけであります。最良とは言えないまでも、ベストの選択に近い方向での議案の提出だと思えますし、値上げであり、中止を求めるこの請願には反対をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに。

(なしの声あり)

では、ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第3号「保育料の値上げ中止を求める請願書」を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第3号は不採択することに決定をされました。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第56号「蟹江町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の

制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第6 議案第57号「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

本「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」の案に対しては、反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

討論の趣旨は、請願書の賛成討論の中で多くを述べましたが、この内容なんですけれども、特に佐屋川グラウンドというのは少年野球あるいはソフトボール等がよく使われる傾向があります。こういう中で新たに料金の設定ということになりますと、かなりの大幅な会費にはね返る問題があるというふうに思うんですね。そういう意味で、今の暮らしの状況からすれば大変な負担を子供たちに強いることになるわけでありますので、反対でございます。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この条例に対しましては、行政改革集中プランをもとに佐屋川グラウンドの使用料を新たに定め、受益者負担の適正化を図るという意味で提案をされたものでありまして、この案につきましては賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号「蟹江町佐屋川グラウンド設置及び管理に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第58号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第59号「蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

本案に反対する立場から討論を行います。

この本案につきましても、行政改革の一環を、集中プランの一環を占めるものでございまして、とりわけ午後12時から13時という、こういうのまで設けて全体として増収を図る、こういうことになっているわけでありまして。そんなことで本案には、値上げの一環でございますので、反対でございます。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の条例改正は、蟹江町行政改革集中プランに基づきまして、また利用者の申し出を受け入れ、中央公民館の利用料金及び利用時間を改め、利用を促進し、受益者の負担の適正化を図るために提案されたものでありまして、本案に賛成いたします。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「蟹江町中央公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第60号「蟹江町体育館設置及び管理に関する条例及び蟹江町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第61号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第11 議案第62号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

本案に反対の立場で討論を行います。

私ども日本共産党は、国民の多くもそうですけれども、後期高齢者医療制度そのものに対して反対です。こんな医療制度は、本当にお年寄りいじめのきわみであります。ですから、この後期高齢者医療制度は廃止せよというのが私どもの考えです。福田さんは凍結する云々ということを行っていますけれども、まだはつきりしません。そういう点で、つまり本案は後期高齢者医療制度と連動している問題でありますので、そういう点が1つであります。

それから、もう一つは、特別徴収、年金から引き去るという問題ですね。低年金の皆さんも含めて、つまり年間18万円でしたかな、あれは、11万5,000円だったな。

(「月1万5,000円」の声あり)

月1万5,000円だね、までの人を天引きするわけありますので、そうすると、待たなしですからね、引かれちゃう。特別徴収ということは。しかし、そうでない、普通徴収にさせていただくと、低い人はいろいろやりくりをせんなりませんから、暮らした的にですね、そういう自由がきかなくなるわけですよ。非常にいじめる結果になるんですね。そういう点からして、この年金からの引き去りについても反対であります。

以上の観点から、本案に対して反対であります。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 吉田正昭君

13番 吉田正昭です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険税条例の一部改正については、国からの地方税法が改正になりましたものに従って本案の提案でございますので、本案に賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第12 議案第63号「蟹江町乳幼児医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第13 議案第64号「蟹江町障害者医療費支給条例及び蟹江町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第14 議案第65号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第15 議案第70号「蟹江町老人医療費支給条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

10時40分から再開いたします。

(午前10時25分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 菊地 久君

日程第16 議案第66号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」

日程第17 議案第67号「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

日程第18 議案第68号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第19 議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本4案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(16番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、防災建設常任委員会の結果報告をいたします。

防災建設常任委員会に付託をされました4案件については、去る12月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもとに審査を行いました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第66号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、農業委員会の本来の職務は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、農業委員会は、法令業務としての農地転用・移動等の許認可、振興業務としての農家の代表的な機関であり、農地の確保・有効利用や農業者の育成など地域農業の振興を図る業務、さらには、地域農業者の声を積み上げ、農業の発展に結びつけていく取り組みを行うのが主な職務であるという趣旨の答弁がありました。

次に、選挙人についての質疑がありました。

これに対し、農業委員会の区域に属する20歳以上で10アール以上の耕作を営む方、また同居の家族で60日以上農業に従事する方が選挙人となり、一家族で複数の人が選挙人になることもあるという趣旨の答弁がありました。

次に、選挙人は土地改良の工区等、地域で決まっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、地域ではなく、選挙に関しては今回4人減り、蟹江町全体で11人選ばれると

いう趣旨の答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、農業委員は農地の番人であり、定数が減れば、さらに農業が寂れていくことが懸念されるという反対でありました。

これに対し、賛成討論として、最近では都市化が進み、後継者不足等の厳しい農業事情があり、定数削減には賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第66号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、利用時間が今までの3段階から5段階になり、利用時間には会場の準備・片づけの時間も含むということだが、なぜこうなったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、利用者から要望があり、これにこたえる形での利用時間としたという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、文化を発展させていく上でも、利用者がもっと使いやすい状態に持っていくべきだが、反対の方向に進んでおり、実質的に値上げだと考えるので反対であるという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、利用者の立場に立って検討された結果の時間割であるので、賛成をするという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第67号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、理事者側から、本会議で請求のあった「都市公園一覧について」の資料説明を受けました。

まず、都市公園内で使用料を伴う利用はあったかという内容の質疑がありました。

これに対し、都市公園条例制定以後にはないという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、運動施設を利用する場合、今まで料金を取っていなかったのに、一気に使用料を取ることだが、健康を保持する場所を提供すべきであり、今変えるべきではないという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、最近、公園内での事故等により、裁判となることがよくある。利用者が安心・安全に利用できるよう維持管理を徹底する上からも必要と考え、賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第68号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、理事者側から、本会議で請求のあった「水道料金改正新旧対比表について」資料説明を受けました。

まず、4人家族で平均額はどれくらいになるかという内容の質疑がありました。

これに対し、4人家族で平均的には2カ月で70立方メートルの使用があり、料金は1万900円となり、現行料金から2カ月約1,700円のアップになるという趣旨の答弁がありました。

次に、施行日は平成20年2月1日で、来年2・3月分から新料金となるが、行政は年度ごとで行われているので、水道料金改定も4月からの施行が通常ではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、年間6期に分かれているが、平成20年の1期分が2月半ばから始まり、検針日までは旧料金であるが、検針日以降は新料金となる。水道料金は検針をもって額が決まり、検針月が奇数月であることから、2・3月分の水道料金から新料金になる。これは水道料金に限らず、電気・電話料金についても同じ方法により利用料金は算定をされているという趣旨の答弁がありました。

次に、今回の値上げで海部南部水道との格差は解消されるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、50立方メートルで2,373円の格差から1,218円に、60立方メートルで3,003円から1,533円に格差が縮まるが、まだ海部南部水道の水道料金の方が高いという趣旨の答弁がありました。

次に、今回の値上げ率による料金体制で、懸念されている石綿管の布設がえや、更新されるであろうポンプ等は、どれくらいの時期まで維持していけるのか。また、安心して飲用できる水の供給を配慮し、特に石綿管は落ちのないように精査する必要があるという内容の質疑がありました。

これに対し、石綿管の布設がえについては、わかっている範囲は平成19年度でほぼ完了する。また、配水ポンプは毎年入れかえを行い、1・3・4号までは完了し、6号ポンプは平成21年度に更新をする予定である。なお、安心・安全な水の供給として、今回の値上げで1億3,000万円ほど収入増が見込まれるが、これまで20%ほど補っていた地下水を来年4月以降100%県水に切りかえる予定であり、使用料金として四、五千万必要となるという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終了いたしました。

続いて、討論に入りました。

反対討論として、人件費や事務費は一般会計から繰り入れるべきであり、今の時期に値上げすべきでないという立場から反対をするという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、4年間で約40%近い値上げがされるが、住民や各家庭が安定・安心した水の供給を要求しており、妥当な値上げ率だと考え賛成するという趣旨の討論がありました。

他に質疑もなく、賛否を求めたところ、議案第69号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(16番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第16 議案第66号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

この蟹江町の農業委員会の選挙による、この問題につきましては、先ほども農業委員とはどういうものかということの中にもありましたように、代表的な声を届けるとか農業の発展を求めるために農業委員というのがあるというふうに報告もされているとおり、15人から11人に減らすということは農家の隅々まで目が届かなくなるということだし、意見を出し合っていかなければならないのに、それが狭められていくのではないか。農地の番人だという立場から、15人から11人に減らすという内容については反対をいたします。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○15番 伊藤正昇君

15番 新政会 伊藤でございます。

賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、今改正案は、町の行政改革方針に基づき、最近の農業を取り巻く状況が厳しい中、より一層の農業委員会の活動の重点化や組織の運営の効率化を図るため提案をされ、その趣旨は今後農業に適切に対応されるもので、本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第17 議案第67号「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、反対をいたします。内容といたしましては、文化の発展をさせる、その逆方向に行っているのではないかということと、もう一つは、12時から13時、1時間の間に420円、最高では620円もの時間のお金があります。利用時間には会場の準備及び片づけ時間を含むとあります。こういう中でも値上げの方向しか見ることができません。よって、今、値上げをすべきではないという点からも反対をいたします。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○2番 伊藤俊一君

2番 伊藤俊一でございます。

賛成の立場から討論を申し上げます。

この条例は、蟹江町行政改革集中プランに基づき蟹江町産業会館の利用料金及び利用時間を改正いたしまして、利用の促進と受益者負担の適正化を図るために提案されたものであると認められますので、本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号「蟹江町産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第18 議案第68号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

林英子です。

「蟹江町都市公園条例の一部改正について」であります。これは今まで無料であったグラウンド、テニスコート、特にテニスコートでは若者が多く利用して、本当に楽しんでいたことを私も知っていますし、うちもネットを直してほしいという要求も来たことがあります。本当にこういう健康を保持するためのものが今度お金を一気に値上げを、1面2時間につき320円、グラウンドでは1時間につき630円ということは、ソフトボールや野球をやるにしても本当に大変なお金が要ることになります。蟹江町でも健康を保持する、そういう大切な場所であります。今、こういう値上げをすべきではないというふうに考えます。よって、この条例には反対をいたします。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○15番 伊藤正昇君

15番 新政会 伊藤正昇でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この条例は、行政改革集中プランに基づき都市公園運営施設の利用料金を新たに定め、都市公園施設の充実と受益者負担の適正化を図るために提案されたものであると認めますので、本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第19 議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

この水道事業給水条例の改正については、反対であります。

今、県水、もちろん木曾川の水で足りているのにもかかわらず、長良川の河口堰をつくり、そしてまた徳山ダムをつくり、設楽ダムをつくろうとしています。今足りているのに、こういうものをつくることによって、他の自治体に負担を押しつけるというふうになっています。そのように県の方からも報告も聞いております。そのために、むだな税金を使っているとか思えません。よって、今の時期に水道料の値上げをすべきではない、そういうふうに思います。反対をいたします。

○議長 菊地 久君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」、賛成の立場から討論させていただきます。

水道料金は、平成16年料金改定を行い、健全な運営を確保し、水の安定供給と健全財政を堅持、運営されているところでありますが、給水人口は微増にとどまり、節水意識も重なり、使用水量は年々減少し、料金収入の伸びは期待できない状況であります。かつ財政状況も悪くなり、今後、欠損金が見込まれる中で健全財政を堅守されるには、今回、料金改定を行い、損益の収支のバランスを行う必要があると思います。今後とも健全財政と水の安定供給を堅持していただくとともに、老朽管の布設がえや施設整備事業等を計画的に実施されることを切に要望し、本案に賛成いたします。

以上であります。

○議長 菊地 久君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第20 承認第3号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議長 菊地 久君

日程第21 議案第71号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第22 議案第72号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第23 議案第73号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第24 議案第74号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第25 議案第75号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第26 議案第76号「平成19年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第27 議案第77号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第28 議案第78号「平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第29 議案第79号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

河瀬産業建設部長より訂正の発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

訂正説明した。

○議長 菊地 久君

ただいま訂正の発言がございましたけれども、訂正することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

お認め願えたということで。

では、本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第30 議案第83号「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(16番議員登壇)

○16番 奥田信宏君

16番 奥田信宏でございます。

それでは、議案第83号の提案をさせていただきます。

「原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同大原龍彦、同松本正美、同黒川勝好、同小原喜一郎、同中村英子君であります。

それでは、意見書案を朗読をもって提案にかえさせていただきます。

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書(案)。

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の前文は、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する被害がほかの戦争被害とは異なる被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保険、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による戦没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する」と述べています。このことから、原爆投下によってもたらされた被爆者の甚大な被害は、国家補償がなされるべきです。

原爆被爆者はいま全国に約26万人います。広島・長崎で原爆被害を受けた被爆者たちの平均年齢は70歳を超え、その多くがガンなどさまざまな病気を抱え苦しんでいます。しかし「原爆による疾病」と認定されている人はたった2000人余しかいません。全被爆者の0.8%弱です。

原爆被爆者は、現行の原爆症認定制度を、被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを求めています。

よって、国においては原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることを踏まえた認定行政に改めることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

(16番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第31 議案第84号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

大原龍彦君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 大原龍彦君

12番 清新クラブ 大原龍彦でございます。

議案第84号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、大原龍彦。

賛成者、松本正美君、同黒川勝好君、同じく小原喜一郎君、同じく中村英子君、同じく奥田信宏君であります。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の案を読まさせていただきます。

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020推進財団」等の調査・研究で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっている。「国民生活基礎調査」によると、「歯が痛い」が75万2千人、「歯ぐきのはれ・出血」が47万6千人、「かみにくい」が21万8千人と歯科疾患の自覚症状がある国民は144万6千人いるのに、歯科治療を受けているのは95万9千人で、約3割が通院を控えている。国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でより良く噛める入れ歯を作ることや、歯周病の治療・管理をしっかりと行うことが難しくなっている。そのうえ歯科では、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などが普通に行われているが、過去30年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていないため、「保険のきく範囲を広げてほしい」という声が、患者・国民の一番の願いとなっている。

よって、国及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 患者の窓口負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。
- 3 安全で普及している歯科技術を保険が利くようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

(12番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第32 議案第85号「地方税財源の拡充についての意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ご提案申し上げます。

議案第85号「地方税財源の拡充についての意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく大原龍彦でございます。

意見書の朗読により提案をさせていただきます。

地方税財源の拡充についての意見書（案）。

現在、国は地方間の税源の偏在是正の観点から、地方法人二税を見直し、都市部の税収を地方に振り向ける論議を進めている。

しかしながら、そもそも現在の地方財政の疲弊は、三位一体改革時に税源移譲とは無関係に行われた5.1兆円にも及ぶ地方交付税の大幅削減に起因するものであり、今回の地方法人二税の見直しは、地方の自主・自立の行財政運営を妨げ、地方分権に逆行する論議と言わざるを得ない。

また、今回の地方法人二税の見直しは、受益に応じて負担する地方税の原則をないがしろにするものであり、これまでに地方が行ってきた企業誘致による税源涵養努力を無にするものである。

よって、国におかれては、真の地方分権の実現に向けて、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が役割に応じた税財源を確保するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

1 地方法人二税の見直し以前に、大幅削減によって財源保障・財源調整機能が低下している地方交付税の復元・充実を図ること。

2 地方交付税の特別枠など地域間格差への対応は、不交付団体の超過財源ではなく、国の責任と財源において行うこと。

3 第2期地方分権改革の進展に併せて、地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、地方税の原則を踏まえた国から地方への税源移譲を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、提出申し上げ、よろしく願いいたします。

（1番議員降壇）

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第33 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたします。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第80号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第81号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第82号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号、議案第81号及び議案第82号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第34 議案第80号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田でございます。

後ろに添付されております給与勧告の骨子の中の勤勉手当の少しハッチングした0.775と0.75、0.75というのがありますが、その上に支給月数が勤勉手当0.05分引き上げとなっておりますが、ここの意味がよくわかりにくいので、再度説明をお願いしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ご説明を申し上げます。

こちらで申し上げております勤勉手当0.05月分の引き上げということでございますが、19年度におきましては、この0.05月分を12月の勤勉手当に上乗せをさせていただくということで、その隣にございます6月期との差額、6月期は0.725月でございます、そして12月が0.775月、ここで0.05月が上乗せをして、1年分をこちらで精算をさせていただくという状況になってございます。

そして、20年度からは、こちらの0.05月分をきちっと2つに割りまして、それぞれ6月期、12月期に0.0225カ月を足させていただくという条例の改正をさせていただくという内容になってございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

そうすると、この表では19年度も勤勉手当は6月期と12月期を足すと1.5ですか、0.75、0.75と。20年度も一緒ですね。それで、0.05カ月分上げたというのは、19年度に既に上げたということなのか、20年度に上げるということか、そこがわからなかったわけです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

このたびの給与の勧告では、19年度に0.05月分を先といいますか、上げ、それと同様の取り扱いを次年度にも行うということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

少しわかりにくい部分について説明をお願いしたいんですけれども、1ページと、それから8ページにかかわりますが、職員と配偶者の関係ですけれども、扶養親族でない配偶者がいる場合というのが旧条例ですね。旧条例に「職員に扶養親族でない配偶者がいる場合」というものがありまして、この項についてはちょっと新の方では削られているんですけれども、1ページにその説明があるかと思いますが、これはどういう扱いになるんでしょうか。職員に扶養親族でない配偶者というのは、つまり一定の収入以上のものがある人という意味だというふうに私は思うんですけれども、その人たちの結局、手当はどういうふうに、これ変化するのか、しないのか、ちょっと説明をもう一回お願いしたいと思っております。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。大変読みにくくなっております。

現行の条例でございますと、子供、父母等の扶養親族に対して基本的には6,000円という認定がしてあるわけでございます。ただ、ここで括弧書きでございます「職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあつては」ということでございますので、これは議員おっしゃるとおり、配偶者が扶養親族でない場合でありますので、収入があるということでございます。こういった配偶者がいる場合については、1人だけは6,500円という認定をしようという内容でございました。

ところが、今後はこの6,000円をすべて6,500円に改定をするという内容を今示させていただいております関係で、これにつきましては、今後は配偶者があるかないかという場合のみで、扶養に入ってみえる、ご自分の扶養親族である配偶者であろうとなかろうと、そういったものすべてを排除しまして、配偶者があるかないかだけで判断をしていくということでございます。

これは、配偶者が扶養でございますと、1万3,000円の手当が出ております。ところが、配偶者のない者については、もちろんございません。今後も配偶者につきましては、1万3,000円出ておりますが、この下にあります1万1,000円というものにつきましては、配偶者がいない場合については1人だけ1万1,000円をつけていくということになりますので、考え方の中では、配偶者がいない者についてきちっと対応していこうということでございます。

まだわかりにくいかもしれませんが、ご理解いただけるとありがたいです。

○8番 中村英子君

すみませんね。ここで聞いて全部わかるというふうには思いませんが、結局、配偶者に収入があろうがなかろうが、子供1人につき6,500円は支給しますよと、今後は。まずそれはそれでいいですかね。配偶者に収入があろうがなかろうが、配偶者に収入があってもなくても、配偶者に関係なく1人につき6,500円はやりますよと、それでよろしいということですね。

それで、配偶者がいない人は、独身——独身かどうかわかりませんが、1万1,000円で、その配偶者がいることの手当の1万3,000円との関係はちょっとよくわかりませんが、とにかく収入があってもなくても、配偶者が、6,500円はやりますよということでもいいということですか。それでよければ、その点だけ。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけありません、説明不足で。そのとおりでございます。これからは一般の扶養の方につきましては6,500円にすべてなるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第35 議案第81号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第36 議案第82号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第82号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成19年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時39分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 菊 地 久

蟹江町議会副議長 山 田 乙 三

7 番 議 員 小 原 喜一郎

8 番 議 員 中 村 英 子